



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社メニコン
代表者名 代表執行役社長 田中 英成
(コード番号：7780 東証・名証第一部)
問合せ先 執行役 経営戦略室長 太田 章徳
(TEL. 052-935-1187)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 25 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を継続して行うことを経営の重要な目的の一つと認識しており、当社の剰余金の配当につきましては、当期業績及び将来の事業展開や財務体質の強化に必要な内部留保の充実を総合的に勘案し、株主の皆様に対し継続かつ安定的な配当を行うことを基本方針としておりますが、今後の更なる成長を目指しての投資等に必要な資金額も考慮して決定することとしております。また、当社は、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的として、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

上記の基本方針の下、当社は、株主の皆様に対する利益還元については、株価と今後のキャッシュ・フローの水準を勘案しつつ、配当及び自己株式の取得とあわせて適宜検討するものとしております。

このような状況の下、平成 28 年 1 月上旬、当社の第 2 位株主（平成 28 年 3 月 31 日現在）である株式会社マミ（平成 28 年 5 月 25 日現在の保有株式数 1,417,000 株、平成 28 年 4 月 30 日現在の発行済株式総数（18,323,000 株）に対する割合にして 7.73%（小数点以下第三位を四捨五入。発行済株式総数に対する割合の計算において、以下同じとします。））。以下「マミ」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部について売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、マミは、当社の創業家の資産管理会社であり、当社の代表執行役社長である田中英成が代表取締役を兼務しております。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながるかと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、平成 28 年 3 月上旬、公開買付けの手法が適切であるとの判断に至りました。なお、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、次の通り財務の健全性及び安定性を維持できるものと判断いたしました。すなわち、本公開買付けに要する資金

としては、自己資金に加え、最大で20億円の借入金を株式会社三菱東京UFJ銀行から調達する予定（なお、借入枠は30億円と設定されています。）ですが、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の今後の事業から生み出される安定的なキャッシュ・フローを考慮すれば、当社の現状の設備投資計画及び研究開発計画や配当方針に影響を与えることなく、当社の事業運営や財務の健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

そして当社は、上記の検討を踏まえ、平成28年3月下旬に、マミに対して、当社が当社普通株式を買付ける公開買付けを実施する意向を有していることを伝え、かかる公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、平成28年3月下旬に、マミからは応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

当社は、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の検討に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。加えて、当社の財務状況を勘案した結果、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、本公開買付価格は市場価格より一定のディスカウントを行うことが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

また、本公開買付価格の合理性及び本公開買付価格の決定に際しての公正性を担保するため、当社及びマミから独立した第三者算定機関である山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）に当社普通株式の価値算定を依頼し、株式価値分析報告書（詳細は下記「3. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照下さい。）を取得し（取得日：平成28年5月24日）、これを参考にすることといたしました。

このような方針の下、当社は、平成28年5月上旬、マミに対し、市場価格より一定のディスカウントを行った価格での公開買付けの実施を提案し、本公開買付価格に関する本格的な協議・交渉を行いました。かかる協議・交渉の結果、当社は、平成28年5月24日付で取得した山田FASの株式価値分析報告書の内容も踏まえ、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成28年5月24日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値3,410円に対して10%のディスカウントとなる3,069円を本公開買付価格とすることを、平成28年5月24日にマミに提案いたしました。なお、かかる本公開買付価格は、山田FASの株式価値分析報告書において示される各評価手法のうち、類似会社比較法による当社普通株式の1株当たりの株式価値の算定レンジの範囲内であること、また、市場株価法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による当社普通株式の1株当たりの株式価値の算定レンジから大幅な乖離が無く、かつ下回る数値であることから、当社としては、本公開買付価格は妥当と判断しております。

かかる提案の後、マミと上記条件について協議を実施したのち、平成28年5月25日付でマミより上記条件にて、その保有する当社普通株式900,000株（発行済株式総数に対する割合にして4.91%）について本公開買付けに応募する旨の確約書を受領いたしました。

以上を踏まえ、当社は、平成28年5月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、下記「2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容」の「（1）決議内容」に記載の内容で自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付価格は、取締役会決議日の前営業日である平成28年5月24日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値3,410円に対して10%のディスカウント率を適用した3,069円とすることを決議いたしました。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、マミ以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から1,000,000株（発行済株式総数に対する割合にして5.46%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。

なお、当社の代表執行役社長である田中英成は、マミの代表取締役を兼務しており、本公開買付けに関して構造的な利益相反関係が存在することから、当社とマミとの事前の協議にはマミの立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社における審議及び決議は一切関与していません。

上記のとおり、当社はマミより、本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の確約書を受領しておりますが、マミからは、本公開買付けに応募しない当社普通株式517,000株（発行済株式総数に対する割合にして2.82%）については、当面は保有する意向である旨伺っております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,000,100株（上限）	3,069,306,900円（上限）

(注1) 発行済株式総数 18,323,000株（平成28年5月25日現在）
（発行済株式総数には、平成28年5月1日から平成28年5月25日までの新株予約権の行使により発行された株式に係る増加分は含まれておりません。）

(注2) 発行済株式総数に対する割合 5.46%

(注3) 取得する期間 平成28年5月26日から平成28年7月31日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	平成28年5月25日（水曜日）
② 公開買付開始公告日	平成28年5月26日（木曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成28年5月26日（木曜日）
④ 買付け等の期間	平成28年5月26日（木曜日）から 平成28年6月22日（水曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,069円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の検討に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。加えて、当社の財務状況を勘案した結果、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、本公開買付価格は市場価格より一定のディスカウントを行うことが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

また、本公開買付価格の合理性及び本公開買付価格の決定に際しての公正性を担保するため、当社及びマミから独立した第三者算定機関である山田FASに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、株式価値分析報告書を取得し（取得日：平成28年5月24日）、これを参考にすることといたしました。なお、当社は山田FASから、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

山田FASは、株式価値分析報告書において、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法を採用し算定を行いました。各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

採用した評価方法	当社の1株当たりの株式価値の算定レンジ
市場株価法	3,410円～3,650円
類似会社比較法	2,364円～3,987円
DCF法	3,162円～4,067円

市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成28年5月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日の終値3,410円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値3,609円（円未満四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値3,650円（円未満四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値3,539円（円未満四捨五入）を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を3,410円から3,650円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を2,364円から3,987円までと分析しております。

DCF法では、当社が作成した平成29年3月期から平成33年3月期までの事業計画を基に、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が平成29年3月期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を3,162円から4,067円までと分析しております。

このような方針の下、当社は、平成28年5月上旬、マミに対し、市場価格より一定のディスカウントを行った価格での公開買付けの実施を提案し、本公開買付け価格に関する本格的な協議・交渉を行いました。かかる協議・交渉の結果、当社は、平成28年5月24日付で取得した山田FASの株式価値分析報告書の内容も踏まえ、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成28年5月24日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値3,410円に対して10%のディスカウントとなる3,069円を本公開買付け価格とすることを、平成28年5月24日にマミに提案いたしました。なお、かかる本公開買付け価格は、山田FASの株式価値分析報告書において示される各評価手法のうち、類似会社比較法による当社普通株式の1株当たりの株式価値の算定レンジの範囲内であること、また、市場株価法及びDCF法による当社普通株式の1株当たりの株式価値の算定レンジから大幅な乖離が無く、かつ下回る数値であることから、当社としては、本公開買付け価格は妥当と判断しております。

かかる提案の後、マミと上記条件について協議を実施したのち、平成28年5月25日付でマミより上記条件にて、その保有する当社普通株式900,000株（発行済株式総数に対する割合にして4.91%）について本公開買付けに応募する旨の確約書を受領いたしました。

以上を踏まえ、当社は、平成28年5月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、上記「2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容」の「（1）決議内容」に記載の内容で自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付け価格は、取締役会決議日の前営業日である平成28年5月24日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値3,410円に対して10%のディスカウント率を適用した3,069円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付け価格である3,069円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成28年5月25日の前営業日（同年5月24日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値3,410円から10%、同年5月24日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,609円（円未満四捨五入）から14.96%（小数点以下第三位を四捨五入。「①算定の基礎」欄におけるディスカウント率の計算において、以下同じとします。）、同年5月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,650円（円未満四捨五入）から15.92%、同年5月24日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,539円（円未満四捨五入）から13.28%をそれぞれディスカウントした金額になります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を継続して行うことを経営の重要な目的の一つと認識しており、当社の剰余金の配当につきましては、当期業績及び将来の事業展開や財務体質の強化に必要な内部留保の充実を総合的に勘案し、株主の皆様に対し継続かつ安定的な配当を行うことを基本方針としておりますが、今後の更なる成長を目指しての投資等に必要な資金額も考慮して決定することとしております。また、当社は、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

上記の基本方針の下、当社は、株主の皆様に対する利益還元については、株価と今後のキャッシュ・フローの水準を勘案しつつ、配当及び自己株式の取得とあわせて適宜検討するものとしております。

このような状況の下、平成28年1月上旬、当社の第2位株主であるマミ（平成28年5月25日現在の保有株式数1,417,000株、発行済株式総数に対する割合にして7.73%）より、その保有する当社普通株式の一部について売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながるかと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、平成28年3月上旬、公開買付けの手法が適切であるとの判断に至りました。

そして当社は、上記の検討を踏まえ、平成28年3月下旬に、マミに対して、当社が当社普通株式を買付ける公開買付けを実施する意向を有していることを伝え、かかる公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、平成28年3月下旬に、マミからは応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

当社は、本公開買付け価格の検討に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。加えて、当社の財務状況を勘案した結果、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、本公開買付け価格は市場価格より一定のディスカウントを行うことが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

また、本公開買付け価格の合理性及び本公開買付け価格の決定に際しての公正性を担保するため、当社及びマミから独立した第三者算定機関である山田FASに当社普通株式の価値算定を依頼し、株式価値分析報告書を取得し（取得日：平成28年5月24日）、これを参考にすることといたしました。

山田FASは、株式価値分析報告書において、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法を採用し算定を行いました。各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

採用した評価方法	当社の1株当たりの 株式価値の算定レンジ
市場株価法	3,410円～3,650円
類似会社比較法	2,364円～3,987円
DCF法	3,162円～4,067円

このような方針の下、当社は、平成28年5月上旬、マミに対し、市場価格より一定のディスカウントを行った価格での公開買付けの実施を提案し、本公開買付け価格に関する本格的な協議・交渉を行いました。かかる協議・交渉の結果、当社は、平成28年5月24日付で取得した山田FASの株式価値分析報告書の内容も踏まえ、直近業績が十分に株価に織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成28年5月24日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値3,410円に対して10%のディスカウントとなる3,069円を本公開買付け価格とすることを、平成28年5月24日にマミに提案いたしました。なお、かかる本公開買付け価格は、山田FASの株式価値分析報告書において示される各評価手法のうち、類似会社比較法による当社普通株式の1株

当たりの株式価値の算定レンジの範囲内であること、また、市場株価法及びDCF法による当社普通株式の1株当たりの株式価値の算定レンジから大幅な乖離が無く、かつ下回る数値であることから、当社としては、本公開買付価格は妥当と判断しております。

かかる提案の後、マミと上記条件について協議を実施したのち、平成28年5月25日付でマミより上記条件にて、その保有する当社普通株式900,000株（発行済株式総数に対する割合にして4.91%）について本公開買付けに応募する旨の確約書を受領いたしました。

以上を踏まえ、当社は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成28年5月25日の前営業日（同年5月24日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値3,410円に対して10%のディスカウント率を適用した3,069円を本公開買付価格とすることを平成28年5月25日開催の取締役会において決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,000,000株	一株	1,000,000株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数（1,000,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（1,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（5）買付け等に要する資金

3,108,100,000円

（注）買付予定数（1,000,000株）を全て買付けた場合の買付代金（3,069,000,000円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

（6）決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
（公開買付代理人）

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

- ② 決済の開始日

平成28年7月14日（木曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し

引いた金額（注）は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

（i）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額、以下同じとします。）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ii）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

（ロ）法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等（それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主（法人株主も含みます。）を指します。）のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成28

年6月22日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成28年7月13日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社の第2位株主（平成28年3月31日現在）であるマミは、平成28年5月25日現在、当社普通株式1,417,000株（発行済株式総数に対する割合にして7.73%）を保有しておりますが、当社は同社より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である900,000株（発行済株式総数に対する割合にして4.91%）について本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の確約書を平成28年5月25日付で受領しております。なお、マミからは、本公開買付けに応募しない当社普通株式517,000株（発行済株式総数に対する割合にして2.82%）については、当面は保有する意向である旨伺っております。

③ 当社は、平成28年5月12日に「平成28年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成28年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

(イ) 損益の状況（連結）

決算年月	平成28年3月期(第59期)
売上高	67,332百万円
売上原価	30,012百万円
販売費及び一般管理費	33,862百万円
営業外収益	554百万円
営業外費用	775百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,224百万円

(ロ) 1株当たりの状況(連結)

決算年月	平成28年3月期(第59期)
1株当たり当期純利益	125円04銭
1株当たり配当額	30円00銭
1株当たり純資産額	2,098円36銭

(ご参考) 平成28年4月30日時点の保有自己株式数

発行済株式総数(自己株式を除く) 18,323,000株

自己株式数 0株

以上